

# 西日本四港 大いに交流!

## 西日本四港交流会議



西日本四港交流を七月十八日～十九日にかけて大分県別府市にて開催しました。

開催にあたり、主催港の関門港の法本議長が「一九春闘は未だ解決していません。しかし、我々港湾労働者は通年を通し運動し、闘っています。この交流行事ではその内容の報告と共に、四港十四国で五港の交流をしっかりとやっていただきたい」と挨拶しました。



各地区港湾の報告では最初に大阪港湾三宅事務局長が、大阪港における事前協議を最も重要視されており、港湾倉庫における港湾労働者の職域について年間を通り協議を行っている。

産別協定において五・三〇協定はその根幹であり、もっとも各組合役員が理解する必要がある。またこの協定は「事前協議・年金・職域」が規定されている。これを常に念頭において協議すべき協定である。疎かにしてはいけない。また、産別の要は事前協議である。これは船・免許・施設

について港湾利用者の勝手にはさせないという労働者と事業者との協定であるはずで、事業者保護の役目を果たしている。これをしっかり理解させる必要もある。としました。



神戸港湾の報告は高島事務局長より行われました。この一年間に常に行政との交渉を行ってきたこと。特に働く労働者を自然災害から守っていくのかについて、港湾管理者と協議を持っていたこと。台風などで公共交通機関が計画運休するなかで、庫内作業であるとはいえ作業を中止し避難させる必要があるのではないかと提言しました。



四国港湾からは橋崎議長されました。四国港湾として年間を通して港運協会との交渉を行い、港運協会に対し四国港湾を意識させてきたこと、一九春闘については、定年延長についての協議開始と労災企業補償について進展があった。また、ストライキについて、関係労組との協議の中でストライキを貫徹することが出来なかったが始業時に食いつまむ職場集会をもって四国港湾の意思表明を行った。

坂出港の状況は、今年に入って飼料工場の作業は完

全にストップし関連作業もなくなった。他工場構内での作業で何とか仕事をしていくが港湾作業ではなく不安が募っている。五年後にはバイオマス発電所が出来ることになっており、その際には燃料の荷役が出てくる。港湾作業として取り組むことにしている。今後も港湾作業ができる環境を作る為の運動と国の政策の責任について追及していくとの報告でした。



博多港湾の報告は宮路事務局長より行われた。博多港湾は毎月、港運事業者と港湾管理者である博多港埠頭の間に労働委員会を開催している。産別課題や地区での課題、事前協議などはすべてこの中で検討している。昨年六月に官業労働で設置された博多港雇用推進検討会議では、今後の港湾労働者不足の解消と新規港労働者の確保の為に、何ができ、何をすべきかの検討をする事になった。一九春闘では産別ストライキを確実に実施する事が出来た。スト当日は幹事団でパトロールを行い、スト破り等の無い事を確認した。



関門港湾の報告は岡部事務局長から、関門港湾の定期大会以降の取り組みを報

告した。秋年末闘争においては、博多・鹿児島と共に結成している九州港湾として、九州運輸局、九州地方整備局、福岡労働局（鹿児島港湾は鹿児島労働局）への申し入れを行った。

関門港湾の今年度の大きな運動としては、自動化ターミナルの視察を行った。昨年九月には名古屋港（飛島CT、鍋田CT）などの自動化ターミナル及び集中ゲートの視察を行った。また、本年五月に台湾新台北港及び基隆港の視察を行った。

オルグ後の意見交換の中では、五・三〇協定を含む産別協定の理解は組合役員にとつて非常に大切な所である。全国港湾が開催している、港湾セミナーなどにおいて産別協定特に五・三〇協定についてはしっかりとやってほしい。との要望が発言された。

交流会議の後、懇親会を開催した。各港の皆さんとお酒を交えた交流が出来たことは改めて参加地区港湾の結束を感じた。来年以降も会議はもとより交流も大いに大切にしていきたいと感じる交流行事だった。（関門港湾 岡部事務局長）



## 全国港湾

### スト破り抗議行動

### 会社としての姿勢を問う

全国港湾と神戸港湾は、六月二十七日（木）八時二十分からおよそ三十分間、スト破り行為に対する抗議行動を株式会社上組本社前で実施した。

この行動には、中央組から糸谷委員長はじめ十二名、神戸港湾の組合員を含め一〇〇名が参加し、降りしきる雨を突いて、断固とした抗議と責任追及の意思を示す力強いシュプレヒコールを繰り返した。

集会後には、神戸港K-DIC（上組現場事務所）に移動し、当時の現場責任者との協議を行った。冒頭、組合側より「スト破り」は断じて容認できないとして、ただちに提出した抗議文に対する、謝罪と繰り返さない旨を明記した回答が未だに未提出であることに強く抗議し、会社としての姿勢を問うた。しかし、現場担当者として謝罪はするものの、本件に対する企業としての文書回答は検討中と回答することにまつた。

組合側は、本件でのけじめが必要であり、「謝罪と繰り返さない」旨を明記した文書の提出を重ねて要請した。その結果、七月四日付で文書が提出された。

## シャモ樽

小型無人機ドローンが沖繩・辺野古で役立つらしい▼米軍新基地建設現場では市民団

体や報道機関がドローンを飛ばし監視や取材を行っている。ところが最近、飛行禁止区域を米軍基地や自衛隊施設に広げる改正ドローン規制法が施行され、今後辺野古での飛行ができなくなる恐れがある▼従来、首相官邸や国会議事堂、原子力発電所などの上空ではドローンの飛行が禁止されていたが、新たに米軍基地などを加え、施設・区域内と周辺三〇〇メートルの上空の飛行が規制される。具体的な対象は防衛相が個別に指定し、飛行するためには基地司令官などの同意が必要だ。今後、辺野古での工事の状況や基地内何が行われているのかなどが、分かんなくなるのが指摘されている▼この規制は、米軍が日本政府に要請したもので、飛行に米軍が同意する可能性は無い。メディアからも「米軍基地のブラックボックス化」（沖縄タイムス）、「国民の知る権利を著しく侵害」（日本新聞協会）の批判が高まっている。これは秘密保護法や共謀罪と同じく、国民の目や耳を塞ぐ規制であり、許される問題ではない。このことに対し、世論を大きく高めて、米軍基地を飛行禁止区域にさせない取り組みが必要である。

